九州運輸局長 令和6年7月22日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を 令和6年8月1日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申	請	概	要	営 業 区 域	備考
6-390	樋口 誠二	<ul><li>○遠距離割引の廃止</li><li>特定大型車: 15,00</li><li>大型車: 9,00</li><li>普通車: 9,00</li></ul>	O円を超える部分に <sup>・</sup>	つき 1 割引		福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局